

第3章 施設福祉サービス **地域ビジョンI**

第1節 養護老人ホーム措置事業 **地域ビジョンI**

1. 養護老人ホーム

養護老人ホームとは、65歳以上の環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を措置する施設であり、措置基準に基づき、入所判定委員会において入所の必要性を判断している。また、入所者の自立支援や社会参加を促進し、自立した生活が見込める者への環境調整や自立困難な者への個別的及び継続的支援など総合的な支援を行っている。高齢化の進展に伴い生活困窮及び社会的孤立、認知症、障害（身体・知的・精神）、虐待、DV、触法等の多様な問題がより一層顕在化していくと予想されることから、その役割は今後ますます重要になってくる。

また、今後も増加が予想される居住に困難を抱える高齢者に対して、契約入所を認めるなどの柔軟な対応を引き続き実施することとする。

【入所措置の基準】

65歳以上で、在宅では日常生活を営むことに支障があり、次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合

（1）環境上の事情

- ・健康状態：入院治療を要する状態でないこと。
- ・環境の状況：家族や住居の状況等、現在置かれている環境の下では、在宅において生活することが困難であると認められること。

（2）経済的な事情

- ・入所しようとする高齢者の世帯が、生活保護法による保護を受けていること。
- ・入所しようとする高齢者とその生計を維持する者に市民税の所得割が課税されていないこと。

【評価指標】 養護老人ホーム措置事業

措置入所者数	基準年度 (令和元年度)	令和3(2021) 年度	令和4(2022) 年度	令和5(2023) 年度
	47人	48人	48人	48人

2. 生活管理指導短期入所

基本的な生活習慣が欠如し、対人関係が成り立たない等社会適応が困難な高齢者に対して、養護老人ホーム若草園の空室を活用して、短期間入所、生活習慣等の指導を行うとともに体調調整を図る。

また、入所措置が困難な虐待やDVケース等の、在宅生活が困難な高齢者に対して聖園那須老人ホームや聖園ヨゼフ老人ホーム等への短期入所の調整を図る。

3. 養護老人ホームの措置入所者数の将来推計

【養護老人ホーム入所者数の将来推計】

施設名	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
養護老人ホーム若草園	35	36	38
聖園那須老人ホーム	4	4	4
聖園ヨゼフ老人ホーム	4	4	4
サンフラワーガーデン小山	1	1	1
計	44	45	47